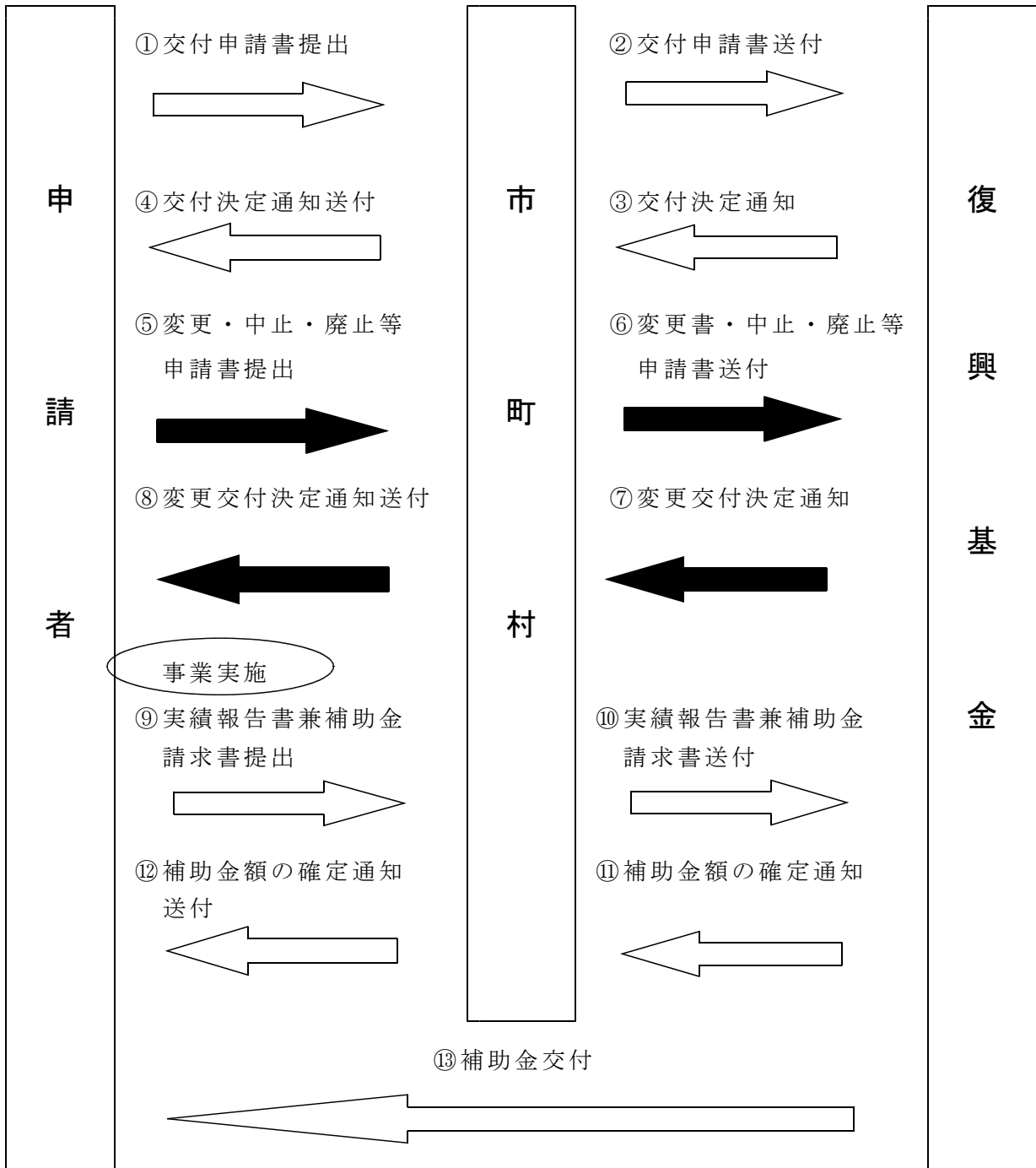


(様式 1)

事業メニュー	教育・文化対策事業 「牛の角突き復興支援」	事業期間	H17～H21
事業目的	新潟県中越大震災で被災し、伝承の危機にさらされている重要無形民俗文化財「牛の角突きの習俗」の復興、保存に要する経費を補助し、文化財保護に資することを目的とする。		
事業内容等	<p>1 補助対象者 中越大震災の影響で伝承の危機にある重要無形民俗文化財「牛の角突きの習俗」の復興、保存を行う者又は団体（市町村を含む）。</p> <p>2 補助対象事業 上記対象者が行う「牛の角突きの習俗」の復興、保存のための下記事業 ①仮設闘牛場の設置（撤去を含む）②仮設闘牛場での「牛の角突き」開催 ③避難先からの闘牛運搬 ④牛舎の設置 ⑤仮設牛舎での飼育委託（飼料代等の経常的経費を除く） ⑥闘牛の購入（後継若牛を含む）⑦闘牛運搬車輛の購入（被災により使用に耐えなくなった車両の更新に限る）</p> <p>3 補助対象経費 上記補助対象事業の実施に必要な経費 （他の団体等からの補助金を受ける場合にあつては、それらを控除した額を補助対象経費とする。）</p> <p>4 補助率 補助対象経費の 1/2 以内。 （闘牛購入及び運搬車輛購入は 1/3 以内）</p> <p>5 補助限度額 ①仮設闘牛場の設置（撤去を含む）・・・650 万円/箇所 ②仮設闘牛場での「牛の角突き」開催・・・300 万円/年 （入場料等収入がある場合は控除した額を補助対象経費とする） ③避難先からの闘牛運搬・・・25 千円/頭・年 ④牛舎の設置・・・本牛舎（個別式）200 万円/頭、 本牛舎（集合式）65 万円/頭、仮設牛舎 75 万円/施設 ⑤仮設牛舎での飼育委託（飼料代等の経常的経費を除く）・・・18 万円/頭・年 ⑥闘牛の購入（後継若牛を含む）・・・35 万円/頭 ⑦闘牛運搬車輛の購入・・・250 万円/台</p> <p>6 補助期間 平成 17 年度～平成 21 年度</p>		
申請方法	申請先：市町村を經由し、復興基金事務局へ提出 申請方法：所定様式に必要な書類（契約書、写真等）を添付のうえ提出 申請時期：交付申請は事業開始前まで 実績報告は事業の完了の日から 20 日以内		

# 事務手続きフロー図

事業メニュー：教育・文化対策（牛の角突き復興支援）



# 事務手続きフロー図（市町村が申請する場合）

事業メニュー：教育・文化対策（牛の角突き復興支援）

